

鎌倉市社会福祉協議会における法人後見の取り組みについて

「法人後見検討委員会 報告書」

平成 28 年 12 月 27 日

鎌倉市社会福祉協議会 法人後見検討委員会

はじめに

鎌倉市社会福祉協議会法人後見検討委員会は、鎌倉市社会福祉協議会が、法人後見業務を行う上で、成年後見を中心として後見制度の現状を概観し、具体的な業務の内容を整理すると共に、実際にどのような業務が具体的に行われるべきか、また、どのような後見業務を行うことが望ましいかを検討したものです。

平成 28 年 3 月から、10 回に亘り各委員のそれぞれの立場から既に行われている法人後見にかかる実態を踏まえ、貴重な意見を得て、ここに報告書としてまとめたものですが、この内容は実際に想定される業務を踏まえ、鎌倉市社会福祉協議会が、今後課題として検討していかなければならない内容を提示しているものです。

本報告書が、鎌倉市社会福祉協議会が法人後見業務を行っていく上での一助となれば幸いです。

平成 28 年 12 月

鎌倉市社会福祉協議会
法人後見検討委員会
委員長 渡部 月子

【目次】

第1章 成年後見制度の概要	4
1 はじめに	4
2 法定後見制度について	4
3 法定後見制度の概要	5
4 任意後見制度の概要	7
5 未成年後見制度の概要	7
第2章 成年後見制度と日常生活自立支援事業	8
1 成年後見制度を取り巻く環境	8
2 社会福祉協議会による法人後見の必要性	9
3 日常生活自立支援事業の概要	9
第3章 鎌倉市における現状と成年後見制度	11
1 高齢化の状況	11
2 障害児者の現状	12
3 市長申立てについて	12
4 市長申立ての状況	13
5 市民後見人	13
第4章 法人後見の受任に向けて	16
1 法人後見実施にあたっての考え方	16
2 定款への位置づけ	17
3 法人後見実施要綱の整備	17
4 法人後見審査会の設置	20
5 法人後見審査会への諮問基準について	23
6 対象事案への段階的受任	24
7 会計の区分	24

第5章 運営体制の整備 ----- 25

1 実施体制 -----	25
2 法人後見専門員 -----	25
3 法人後見支援員 -----	26
4 監督者と外部助言者 -----	26
5 事務処理体制 -----	27
6 利益相反に対する注意 -----	28
7 損害賠償・傷害補償の保険 -----	28

第6章 法人後見の実務 ----- 29

1 範囲 -----	29
2 業務内容 -----	29
3 成年後見人等が出来ない業務 -----	30
4 報酬の付与 -----	30
5 成年後見制度利用支援事業について -----	31
6 法人後見業務収支モデル -----	32
7 後見制度研修 -----	37
8 成年後見センター -----	38

《 参考資料編 》 ----- 39

《 鎌倉市社会福祉協議会 法人後見検討委員会 委員名簿 》 -	46
《 鎌倉市社会福祉協議会 法人後見検討委員会 会議経過 》 -	46

第1章 成年後見制度の概要

1 はじめに

厚生労働省によると、平成 24 年時点の推計では 65 歳以上人口において全国で認知症を患う人の数が(認知症有病率を全体の 15%と推計)、約 462 万人になるとし、MCI(正常と認知症の間、軽度認知障害)の人は 400 万人(全体の 12%)と推計しています。平成 27 年 10 月 1 日現在、総人口は、1 億 2,711 万人、うち 65 歳以上の高齢者人口は、過去最高の 3,392 万人であり、総人口に占める割合(高齢化率)は 26.7%と過去最高となっています。高齢者人口は「団塊の世代」が 65 歳以上となった平成 27 年には 3,392 万人となり、今後「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37 年には 3,657 万人に達すると見込まれており、その時点での認知症患者は、700 万人を超えると推計しています。

65 歳以上の高齢者のうち、5 人に 1 人が認知症に罹患する計算となり、自立した生活を送ることが困難な人が今後急速に増えていく事が避けられない状況にあり、明らかな課題となっています。

その後も高齢者人口は増加を続け、平成 54 年に 3,878 万人でピークを迎えます。

こうした状況の中、認知症をはじめ知的障害や精神障害等を持った方が、地域で自立し、安心して生活していくための様々な取り組みや制度の整備が進められており、後見制度はその中心的な制度として多くの人に周知され、利用されることが望まれています。

2 法定後見制度について

平成 12 年 4 月 1 日から、介護保険制度とともに新しく成年後見制度がスタートしました。これは、判断能力の不十分な人(認知症を発症した高齢者、知的障害者、精神障害者等)を法の制度の下に保護し、その人の人権を尊重し最後まで人間として豊かに生きていけるようにするための制度です。

具体的には、こうした認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産の管理や自身の身の回りの世話など福祉サービスの提供を受けたり、施設に入所するための契約、あるいは遺産相続における遺産分割協議をしたりする場合でも、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、これをよく判断できず不利な契約を結んでしまうことも考えられます。このような判断能力の不十

分な人を保護し、支援するため、家庭裁判所が本人を保護し支援する者を選ぶことで本人を法律的に保護、支援するのが成年後見制度（任意後見制度を除く）です。

成年後見という言葉は、未成年後見（親権者が亡くなったり、虐待などの理由で親権を失ったりして親権者がいなくなった場合、その保護のために親権者に代わる後見人が選ばれます。）に対する言葉で、成年者ではあるが判断能力の不十分な人について後見人等の選任の申立てをして、その人を保護しようとするもので、申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長等です（本人が被保佐人である場合等に保佐人等が後見の申立てをすることが出来ません）。

成年後見制度は、裁判所の手続により後見人等を選任してもらう法定後見制度と、当事者間の契約によって後見人を選ぶ任意後見制度に分かれます。法定後見と任意後見の、どちらの制度を利用したらよいのかは、ごく一般的に言えば、法定後見は、判断能力が既に失われたか又は不十分な状態になり、自分で後見人等を選ぶことが困難になった場合に利用されるものであるのに対して、任意後見は、まだ判断能力が正常であり自分で後見人を選ぶ能力を持っている人が利用する制度です。

3 法定後見制度の概要

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の状況に応じて選ぶことが出来ます。

家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等といいます。）を選任し、本人の意思を尊重しながら、本人の代理をして法律行為を行ったり、本人の法律行為に同意を与えたり、本人にとって不利益な行為の取消しをしたりして、本人を保護し支援します。

表1 法定後見制度の概要

名称		法定後見制度 判断能力が不十分な人		
		後見制度	保佐制度	補助制度
利用できる人		日常生活で、判断能力がほとんどない人 (精神上の理由により事理弁識能力が常に欠ける人)	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人(精神上の理由により事理弁識能力が著しく欠ける人)	日常生活で判断能力が不十分な人 (精神上の理由により事理弁識能力が不十分な人)
開始手続における本人の同意		不要	不要	必要
診断書		必要(裁判所が必要とした場合は改めて鑑定を行う)		
本人		成年被後見人	被保佐人	被補助人
援助者		成年後見人	保佐人	補助人
監督人		成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
与えられる権限 支援する人が	代理権	本人が行うすべての法律行為 (本人の同意不要)	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権 ・ 取消権	日常生活に関する行為(*)以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上で定められた重要な行為(民法13条1項各号が定める行為)	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

* 日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については取消しの対象になりません。

4 任意後見制度の概要

任意後見制度は、本人が十分な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときに備えて、後見事務の内容と後見する人(任意後見人)に、自分の生活や身上監護・財産管理に関する事務を、自ら事前の契約によって決めておく制度です(公正証書を作成します。)

なお、任意後見制度では、家庭裁判所が任意後見監督人(通常は弁護士など、法律の専門家や法律、福祉にかかわる法人)を選任し、任意後見監督人の監督の下、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、本人の意思に従った適切な保護、支援を可能とします。

具体的には、「今は元気でなんでも自分で決められるが、将来は認知症になってしまうかもしれない」という不安を感じている人が、将来を見越して事前に公証人役場で任意後見契約を結んでおき、認知症かと思った時に家庭裁判所に申立てをして任意後見監督人の選任をしてもらう制度です。

なお、任意後見契約においては、任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは話し合いで自由に決めることができます。ただし、一身専属的な権利(たとえば、結婚、離婚、養子縁組など)については、任意後見契約に盛り込むことはできません。

5 未成年後見制度の概要

未成年者は、親権者が亡くなったり、虐待などの理由で親権を失ったりして親権者がいなくなった場合、家庭裁判所に申し立てることにより、後見人が選任され、未成年者の保護をする制度です。

申立てを出来るのは、その親族、15歳以上の未成年者本人、利害関係人で、後見人が選任されると、未成年者が20歳に達するまで、身上監護や財産管理を行います。

第2章 成年後見制度と日常生活自立支援事業

1 成年後見制度を取り巻く環境

最高裁判所事務総局家庭局による、平成 27 年 1 月から 12 月までの「成年後見関係事件の概況」によれば、申立数は成年後見制度の初年度の平成 12 年度 9,000 件程度に対して、平成 27 年 12 月末時点では 34,782 件を数え、成年後見制度利用者数(成年後見、保佐、補助)は、平成 27 年 12 月末時点で 191,335 人となり、平成 22 年の 140,309 人に対して 136%と、年々増加しています。

後見開始の審判の申立件数は 27,521 件で、平成 22 年比 10.5%増、保佐開始の審判の申立ては 5,085 件で、平成 22 年比 50.7%の増、補助開始の審判の申立件数は、1,360 件で、平成 22 年比 13.6%の増加となっており、一様に制度の利用が増加している傾向となっています。

一方、申立人と本人との関係については、財産がなく親族がいない、若しくは関係性が悪いなどの理由から市区町村長申立て件数が増え、平成 12 年は 23 件でしたが、平成 27 年には 5,993 件で、子の申立て 10,445 件(30.2%)に次いで 2 位の 17.3%になっています。なお、3 位は本人の兄弟姉妹の 13.7%で、この 3 者で約 60%を占めています。

なお、市区町村長の申立ては、平成 22 年は 3,108 件でしたので 92.8%増と大きく増加傾向にあります。

また、後見人の受任状況では、親族による受任が平成 18 年の 83%をピークに、平成 27 年では 29.9%まで減少し、親族関係の希薄化や高齢化、親族間の紛争等の影響を受けて、親族以外の第三者が成年後見人に選任されたものが 70.1%で、親族の成年後見人を大きく上回っています。

第三者後見の主たる担い手は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職が中心になる中で、社会福祉協議会やNPO法人等の法人後見や市民後見も開始されています。しかしながら、高齢化率 25%を超える超高齢化社会への移行に伴う認知症高齢者の急増等により、成年後見制度の担い手である成年後見人等が不足し、十分な権利擁護が図られていない実状があります。

2 社会福祉協議会による法人後見の必要性

平成 12 年度より始まった新しい成年後見制度では、自然人だけでなく、法人が成年後見人になることが認められています(民法 843 条 4 項、876 条の 2 第 2 項、876 条の 7 第 2 項)。

法人が後見人等の業務を行う場合は、団体としての組織力を発揮し、具体的な後見業務を行うに際し、組織内における職員が連携をとり協働していくことが出来るという大きなメリットがあります。後見業務が広範にわたっても組織化された複数人で対応していくことが出来ます。また、後見人等が個人の場合と違って、健康上の都合等で後見業務が停滞したりすることもないということが利点です。

特に、社会福祉協議会は、市、福祉関係者、地縁団体等と幅広い関係を長年にわたって築いており、また日常生活自立支援事業において、判断能力の不十分な人の支援をしてきている経験やノウハウがあることから、今後の法人後見の担い手として期待されています。

なお、前出の「平成 27 年成年後見関係事件の概況」によれば、34,920 件のうち社会福祉協議会が成年後見人等を受任している件数は 821 件で、全体の 0.02%にとどまっています。

3 日常生活自立支援事業の概要

平成 11 年にスタートした日常生活自立支援事業は、認知症、知的障害、精神障害者等の判断能力の不十分な人に対して、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理や書類の預かりなどの支援を行うことにより、地域で自立し安心して生活が送れることを目的としている事業です。

サービスの内容は、次のとおりです。

(1) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用する、又は止める際の手続の支援

(2) 日常的な金銭管理

日常生活に必要な預貯金の払い戻しや解約、預入の手続きの支援

(3) 書類等の預かり

重要な書類や印鑑などを金融機関の貸金庫を利用しての保管

実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び政令指定都市社会福祉協議会で
す。ただし、事業の一部を市町村社会福祉協議会に委託できる事から、鎌倉市社
会福祉協議会も神奈川県社会福祉協議会からこの事業を受託して実施していま
す。

鎌倉市における年度毎の契約件数では、過去には 40 件を超える年度もありま
したが、ここ 3 年間は 15 件前後で推移しています。契約者の経済状況について
は、平成 28 年 2 月時点で、契約者 14 人のうち、生活保護受給者は 4 人、非課税
の低所得者が 10 人であり、全契約者が低所得者で占められています。

こうした財産がなく、また親族とも疎遠になっている人も多く、今後、判断能力
が低下して、成年後見制度への移行を検討する場合に、資力等の問題から円滑
な成年後見に移行が出来ない事が考えられます。

判断能力が不十分な親と知的障害の子(成人)の世帯や、認知症の老夫婦世
帯など成年後見制度の検討が必要な場面が今後、益々増えて行くことが考えら
れます。障害区分での内訳は、知的障害 8 名、身体障害 4 名、精神障害 2 名、ま
た年齢分布では、年齢 30 歳～83 歳、平均年齢 54 歳、若い契約者の人は知的障
害の人が多くなっています。

表2 日常生活自立支援事業実績

(単位:人)

契約実績推移 / (平成)		22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
年度末契約件数 (件)		—	35	21	14	15	14
サービス 内訳	①福祉サービス 利用支援・日常 的な金銭管理	47	32	12	10	12	13
	②書類等預かり サービス	14	15	2	1	0	0
	①と②両方	—	12	7	3	3	1

(鎌倉市社会福祉協議会各年度末実績より)

第3章 鎌倉市における現状と成年後見制度

1 高齢化の状況

鎌倉市の高齢化率(65歳以上の高齢者)は、平成22年4月1日現在で、26.95%でしたが、平成27年には29.95%に増加し、直近での数値では平成28年10月1日時点で65歳以上が30.49%と高齢化が進んでいます。また平成24年に実施した将来人口推計では、平成26年を境に総人口は減少し、高齢者の割合は平成30年頃まで増加し、その後30%~31%程度で推移すると推計されています。

要介護認定者数は、平成22年度に5,938人でしたが、平成27年度には7,388人となりました。今後、支援の必要な人はますます増え、成年後見制度の対象者も増えて行くことが予想されます。

表3 高齢者の状況

(単位:人)

年(平成)	22年	23年	24年	25年	26年	27年
人口	177,161	177,204	177,224	177,895	177,463	177,243
高齢者数	47,752	48,087	49,121	50,783	52,018	53,088
高齢化率(%)	26.95	27.13	27.71	28.54	29.31	29.95

(各年4月1日現在、平成28年度第1回 かまくら成年後見制度連絡会資料より)

表4 直近の高齢化率の状況

時期	平成28年10月1日時点
高齢化率(%)	30.49% (65歳以上)

(鎌倉市統計データより)

表5 要介護認定者数の推移

(単位:人)

年(平成)	22年	23年	24年	25年	26年	27年
要介護1	1,440	1,558	1,753	1,882	2,044	2,011
要介護2	1,474	1,496	1,724	1,781	1,873	1,900
要介護3	1,078	1,273	1,183	1,316	1,320	1,367
要介護4	994	1,024	1,044	1,111	1,138	1,184
要介護5	952	999	950	961	934	926
合計	5,938	6,350	6,654	7,051	7,309	7,388

(各年度の3月31日現在、鎌倉市統計データより)

2 障害児者の現状

平成 27 年 4 月 1 日現在の鎌倉市の障害児者数(身体障害児者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者)は 7,143 人で、障害児者の総人口に占める割合は 4.0%で県内各市とほぼ同じ状況です。

障害者数全体の推移は、平成 22 年に比べ、約 13.4%の増加となっており、このうち特に精神障害者数が、約 36.7%と大きく増加し、精神障害者が占める構成比率も年々上昇しています。発達障害は精神障害の範疇として扱われ、その診断件数が増加していることもその一因となっています。

表6 障害児者の状況／手帳交付数 (単位:人)

年(平成)	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
身体障害児者	4,687	4,856	4,946	5,010	4,994	5,069
知的障害児者	766	786	826	861	904	915
精神障害者	848	926	969	1,010	1,090	1,159
合計	6,301	6,568	6,741	6,881	6,988	7,143

(各年 4 月 1 日現在、鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書より)

3 市長申立てについて

法定後見制度で述べたように、成年後見制度における申立権者は、本人、配偶者、四親等以内の親族、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官(民法第 7 条)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人とされています。

また、65 歳以上の者、知的障害者、精神障害者については、その福祉を図るために特に必要があると認められるときは、市町村長は、後見開始の審判等の請求ができると規定されました(老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2)。

4 市長申立ての状況

市長申立ては平成 12 年から開始されました。鎌倉市の年度別市長申立ての状況は以下の通りであり、年度間のばらつきはあるものの、高齢者の「後見」がそのほとんどを占めています。

表7 市長申立ての状況

(単位:人)

年 (平成)	12-14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計	
高齢者	後見	0	1	1	0	0	1	2	2	13	10	6	4	10	2	52
	保佐	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3
	補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者	後見	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	5
	保佐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	1	1	0	1	2	2	15	12	6	4	12	3	60	

(各年度 3 月 31 日現在、平成 28 年度第 1 回 かまくら成年後見制度連絡会資料より)

5 市民後見人

市民後見人を推進していくため、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法が改正され、後見等の業務を適正に行うことが出来るものの家庭裁判所への推薦その他の措置を講ずるように努めなければならないとして、県及び市町村の役割が法律上明記されました。(平成 23 年 6 月改正老人福祉法第 32 条の 2 項第 1 項及び第 2 項、知的障害者福祉法第 28 条の 2、障害者総合支援法第 77 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 3)。

ここで後見等の業務を適正に行うことが出来るものとは、研修を受け市民後見人になろうとする人のことを指しています。

そして、厚生労働省の国庫補助事業「市民後見推進事業」を活用し、神奈川県と鎌倉市では市民後見人の養成と活動支援をしているところです。

鎌倉市は県内でも早い時期の、平成 21 年度に市民後見人養成事業に取り組み、7 名の研修受講者がいます。

平成 25 年 3 月に神奈川県社会福祉協議会から出された、「神奈川県における市民後見人の養成のありかた」報告書においては、市民後見人の活動類型を提示している中で市民後見人を次の四類型に分けて、検討されました。

- (1) 単独後見(A型)
- (2) 専門職との複数後見(B型)
- (3) 社協等法人を後見監督人として付する(C型)
- (4) 社会福祉協議会の後見活動を支援する後見サポーター(D型)

報告書では、当面はA, B, C型については課題が多く、D型による市民後見人の活用が適切かつ現実的であるとしています。一方、将来的なスキームとしてはC型にステップアップしていく事が望まれるとまとめています。

市民後見人の養成は、行政の事業として行われますが、養成講座を修了したことで、直ちに推薦され家庭裁判所から後見人として選任されるわけではありません。市民後見人の活動のバックアップ体制がどのように整っているかも大きな要素となります。

他市の事例からは、市民後見人の後見活動を支援していくのは鎌倉市成年後見センターが行っていくことが想定されますが、現在、鎌倉市から当該センターの運営を受託している鎌倉市社会福祉協議会と鎌倉市との十分な協議の下、市民後見人の養成と活動支援のあり方を具体化していく必要があります。

最近では、上記の四類型に当たらない、平塚市社会福祉協議会と市民後見人による複数後見の体制で受任したケースもあり、今後は、更に市民後見人養成講座が進められながら、様々な類型の市民後見の受任が行われることが想定されます。

また、社会福祉協議会が複数後見として市民後見人と後見業務を行う場合には、市民後見人を支援する体制や相談体制、そのためのマニュアルの整備などが必要であり、社会福祉協議会が市民後見人と協働することが十分出来る体制の構築を進める中で、段階的に具体的な活動の条件や範囲を想定しながら市民後見人が養成される取り組みが望まれます。

最終的には、上述の報告書による A 型の市民後見人の単独受任をめざすことが市民後見人養成の趣旨ですが、それまでの過程において、養成講座を修了し、市民後見人として登録された候補者は(他の事例では、「市民後見人バンク」への登録というのが多くみられます。)、受任に向けて実務的な経験を積んでいく必要があることから、鎌倉市社会福祉協議会が法人後見を受任し後見業務を行うときに、その業務サポーターとして活動していくことが考えられ、後見専門員・後見支援員という体制の中に、市民後見人登録者の活用を取り組む必要があります。

第4章 法人後見の受任に向けて

1 法人後見実施にあたっての考え方

第2章の2の「社会福祉協議会の法人後見の必要性」でも述べたように、社会福祉協議会は福祉分野の各領域での有資格職員を有することから、チーム体制が作りやすく、また当然のこととして、社会福祉法に位置付けられた組織としての継続性があることから、信頼性のある後見業務の提供が期待できます。

また、時間に対する継続性があるということは大きな利点で、かつ福祉サービスや日常的な生活支援についてのノウハウが蓄積されていることから、身上監護における業務の適正性が高いと言えます。

受任の範囲は、法定後見（後見・保佐・補助）を受任し、任意後見・未成年後見については、法定後見開始後に、実施について別途検討していくべきものと位置づけます。

実施体制については、後見業務を行うために後見専門員を置き、必要に応じて、後見専門員の業務を補佐するための後見支援員の設置を検討していく必要があります。

後見支援員という職種の設置は、活動の役割、範囲、必要性などを十分に検討していく必要があります。

一方で、後見専門員の業務活動を管理監督するものとして、組織の中に、監督者を設置していくことも体制整備の一環として必要とされます。

また、法人組織の体制として、稟議、決裁などに時間がかかること等、機動性に課題があること等にも留意する必要があります。

2 定款への位置づけ

定款には、一定以上規模の事業を定款記載することとなっていますが、受任対象者が少数であって事業規模が小さくても、成年後見業務は、地域福祉を推進する上できわめて重要な事業であることから、鎌倉市社会福祉協議会定款第2条に成年後見制度に関する事業を掲載していくべきものとしします。

3 法人後見実施要綱の整備

定款に位置づけられた鎌倉市社会福祉協議会の事業として、法人後見業務を実施するための具体的な目的や内容を明らかにした法人後見事業要綱を制定して行く必要があります。内容は、事業の位置づけ、業務の内容、体制の整備、後見人の報酬等、後見業務を行うため広範な事項について定めておきます。

具体的な例示として、次に実施要綱案を示します。

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が認知症、知的障害その他の精神上的の障害により判断能力のない者及び不十分な者の権利を擁護する法人後見事業を実施するうえで必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 本会は、法人後見事業として、次に掲げる後見業務を行う。

(1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人(以下「被後見人等」という。)の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護する業務

(2) 前号に付随する業務

(実施体制)

第3条 後見業務を行うため、後見専門員を置く。

2 後見専門員を補佐するため後見支援員を置くことができる。

3 後見専門員及び後見支援員の職務の分担は、別に定める。

4 後見専門員及び後見支援員による後見業務が適正に行われるように監督する後見監督者を置く。

5 成年後見人、保佐人及び補助人(以下「後見人等」という。)の受任の申立てに係る適否の判断その他後見業務を適正に行ううえで必要な事項について審査するため、本会に、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会法人後見審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(対象者)

第4条 本会が後見業務を行おうとするときは、その対象者を審査会に諮問し、その答申を得て決定する。

(身上配慮等)

第5条 後見業務を行うに当たっては、被後見人等の意思を尊重し、適正に対応するものとする。この場合において、その心身の状態及び生活の状況に十分配慮するものとする。

(後見業務に要する費用)

第6条 後見業務に要する費用については、被後見人等の負担とする。

2 やむを得ない事情がある場合は、本会が本会の財産から立て替え費用を支出し、これを求償することができるものとする。

(後見人等の報酬)

第7条 後見業務に係る報酬については、家庭裁判所に報酬付与の審判申立てを行うものとする。

2 生活保護受給者、低所得のため資力がない者等については、報酬付与の審判の後、鎌倉市成年後見制度利用支援事業の活用により報酬を得よう努めるものとする。

(後見人等の辞任)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、審査会に諮ったうえ、家庭裁判所に辞任を申し出るものとする。

(1) 被後見人等の状況が著しく変化し、本会として後見業務を継続することが困難なとき。

(2) その他辞任することが適当なとき。

(後見業務の終了)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、後見業務を終了するものとする。

(1) 被後見人等が死亡したとき。

(2) 法定後見開始の審判が取り消されたとき。

- (3) 前条の規定により家庭裁判所に辞任の申立てを行い、辞任が認められたとき。
- (4) 本会が法人後見事業を廃止したとき又は法人組織を解散したとき。

(財産の引渡し)

第10条 後見業務に係る保管財産の引渡しについては、民法(明治29年法律第89号)の規定によるほか、家庭裁判所の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11条 本会は、後見業務を実施するに当たり、本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(苦情対応)

第12条 後見業務に関し、苦情の申立てがあった場合は、福祉サービス苦情解決実施要綱に基づき適正かつ迅速に対応するとともに、必要に応じ、その内容を審査会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 後見業務を行うに当たり取得した個人情報については、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会個人情報保護規程その他関係法令に基づき適切に管理するものとする。

- 2 後見業務に携わる職員に対し個人情報の適正な取扱いについて必要な教育・研修を実施するものとする。
- 3 後見業務に携わる職員は、業務上知り得た個人情報の内容を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当に利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

4 法人後見審査会の設置

上記に述べた法人後見事業実施要綱案第4条で示したように、受任の適否、申立てに関する事等、適正な後見業務を担保するための審査機関を設置していくことが望まれます。

具体的な例示として、次に設置要綱案を示します。

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会法人後見審査会設置要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条の規定に基づき設置された、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会法人後見審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、会長の諮問に応じ、次の事項について審査する。

- (1) 成年後見人、保佐人及び補助人(以下「後見人等」という。)の受任の適否に関する事。
- (2) 受任している後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の類型以外の審判の開始を求める申立てに関する事。
- (3) 後見等の辞任及び審判の取消を求める申立てに関する事。
- (4) その他本会法人後見事業に関する重要事項

2 審査会は、前項の規定により審査した結果を会長に答申するほか、本会法人後見事業の公正で円滑な運営について会長に意見を述べる事ができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他会長が適任と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱した者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 欠席する委員が書面により審査事項を審査した場合は、出席に替えることができる。

5 審査会は、会議の運営上必要があると認めたときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、この審査会の事務を所管する係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

5 法人後見審査会への諮問基準について

鎌倉市社会福祉協議会が成年後見人等として後見業務を受任しようとし、その適否等を審査会に諮問するにあたっては、その対象者が以下に該当する場合に諮問することとします。

- (1) 鎌倉市長から本会を後見人等候補者として家庭裁判所に推薦したい旨照会があった人
- (2) 日常生活自立支援事業の契約締結審査会で本会が後見等を行うことが望ましいと判断された人
- (3) 本会成年後見センター利用者から本会を後見人等候補者として家庭裁判所に推薦したい旨依頼があった人
- (4) その他会長が適宜判断して後見業務が必要とされる人

なお、諮問を受けた審査会は、その審査をするにあたり、審査基準あるいはガイドラインや審査指針を整備し審査することが考えられますが、一律・画一的な基準等を設けることは、個々の事案が様々な環境にあることを勘案すれば難しい作業と言えます、その作業は、審査会を実際に設置し審査業務を進める段階で審査委員会が整備していくことに委ね、ここでは、例示的に審査基準等を設けるときの視点を提供しておくこととします。

【審査における視点の例示】

- ア 本人に関する問題点
 - ・本人自身の行動や言動が激しく受任が困難である。(アルコール・薬物・虐待ケース等)
 - ・本人が他者とトラブルを抱えている。(親族間や近隣など地域、外部団体)
- イ 本人以外の問題点
 - ・親族や家族の行動言動が激しく受任が困難である。(アルコール・薬物・虐待ケース等)
 - ・本人や親族以外の者から強い圧力があり受任が困難である。
 - ・他者とトラブルを抱えている。(親族間や近隣など地域、外部団体等)
 - ・相続など紛争性が高く、弁護士など法的専門知識による第三者後見が望ましい。
- ウ 受任により著しく時間を要することが予想される
 - ・頻繁に訪問し財産管理または身上監護を行う必要がある。
 - ・入所施設が遠方である。または、他県又は他市への転居や病院の転院が見込まれる。
- エ 資産の状況
 - ・事実上処分することのできない資産がある。
 - ・借財の返済などが多く生活が厳しい。
- オ 利益相反について
 - ・本会の提供するサービスを利用している。

(障害者自立支援／居宅介護支援、介護保険居宅介護支援／ケアプラン作成、ヘルパー)

6 対象事案への段階的受任

成年後見人等の受任は、後見業務に従事する職員の経験に伴う能力伸長等に鑑み、段階的に受任対象者の範囲を拡大しながら実施するものとし、概ね以下のような段階を踏み受任していくことが望ましいと言えます。

なお、段階的受任は後見業務のノウハウの蓄積と併せ、後見業務を行っていく体制を整備し構築していくためにかかる期間を想定しています。

- (1) 第1段階(業務開始から数件の受任実績まで)
市長申立てに依る案件を受任する。
- (2) 第2段階
日常生活自立支援事業利用者の後見移行に依る案件を受任する。
- (3) 第3段階
本会成年後見センター利用者に依る案件を受任する。
- (4) その他、会長が適宜判断して必要とされる案件を受任する。
(未成年後見、任意後見含む)

なお、県内社協の受任の状況は、神奈川県社協かながわ成年後見推進センターによる、県内社会福祉協議会における法人後見の実施状況(参考資料、表1法人後見市町村別受任件数、平成28年3月末時点)によると、県内全体で198件の受任のうち、市町村長申立てによるものが140件(70.7%)であり、親族34件(17.2%)、その他24件(12.1%)となっています。

7 会計の区分

社会福祉協議会における法人後見事業は、公益事業として位置づけられますが、「公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと」というモデル定款の見解に基づき、収入のない方や候補者を立てられないという人を主に対象とする趣旨もあり、社会福祉事業の福祉サービス利用援助事業と考えられるため、後見業務の収支規模が小さいうちについては社会福祉事業で会計することも可能であると考えられます。

第5章 運営体制の整備

1 実施体制

「第4章の1 法人後見実施にあたっての考え方」でも述べたように、成年後見制度の活用と運用に十分な識見を有する後見専門員を配置します。

また、併せて後見専門員を補佐する後見支援員の配置を検討します。後見業務を実施する上で鎌倉市成年後見センターとの円滑な連携体制を整えていく必要があります。

さらに、財産管理など、法律的・専門的な視点からの判断が求められる場合における、弁護士等による外部助言体制の確保が必要です。

2 法人後見専門員

後見専門員は、相談受付から調査、法人内部の協議、審査会への諮問、受任や辞任等の審査及び困難な事例の検討、後見計画の策定・履行、重要な法律行為等の履行など後見業務を行います。

成年後見人等(後見専門員)の事務を例示すると以下のとおりです。

- (1) 審判書謄本の收受・確定証明書の請求
- (2) 関係者への就任通知
- (3) 関係者(福祉関係者、行政、親族、民生委員等)と本人の身体、生活、医療状況等聞き取り
- (4) 登記事項証明の取得
- (5) 財産の引継ぎ(管理物件預かり証・管理物件引受証)
- (6) 財産の調査(金融機関の預金、不動産、生命保険等、車、住宅ローン、株、負債、支出等)
- (7) 各機関届出(金融機関後見人就任届出、行政機関届出/介護、医療、障害、年金、郵便転送等)
- (8) 財産目録の作成
- (9) 計画書・年間収支予定表作成
- (10) 家庭裁判所へ財産目録、後見事務計画書の提出
- (11) 後見事務計画の履行
- (12) 金銭管理(収支状況報告書・現金出納書・金銭收受等)
- (13) 後見業務日誌
- (14) 報酬付与申立て

(15) 鎌倉市成年後見制度利用支援事業の助成金支給申請

その他、審査会を運営し、必要に応じて設置する後見支援員に対しての業務指導・監督等の事務があります。

後見専門員は、法人職員の中から選任した専任職員であることが望ましいですが、受任件数が少ない場合は、兼務職員とすることも妥当であると考えられます。

3 法人後見支援員(設置する場合の業務の内容)

後見支援員は、非常勤雇用の職員として設置します。後見専門員の指揮・監督の下、成年被後見人等を定期的・臨時的に訪問して日常的環境の状態調査や見守り等を行うとともに、日常的な金銭管理や法律行為の援助を行います。中心業務は後見専門員の業務補佐として活動します。

市民後見人養成講座を修了し、市民後見人候補者として登録された人の実務経験を積むために、後見支援員として活用していく必要があります。

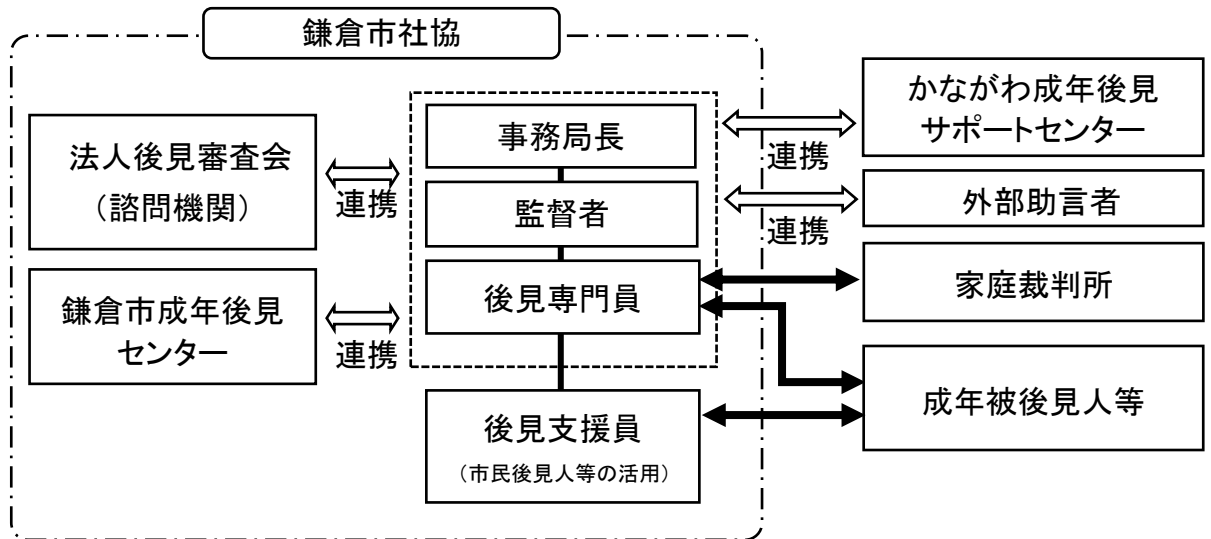
4 監督者と外部助言者

監督者は、後見専門員及び後見支援員の後見業務が適正に行われるよう管理監督します。担当には主幹または次長職の職員をもってその任に充てます。

また、監督者や後見専門員に対して、法人後見業務を遂行する上での法律的助言を得られる外部助言者を設置します。

5 事務処理体制

事務処理体制を模式的に図示すると以下のようになります。



適切な法人後見業務を行う上では、事務処理における管理体制を確立することが何よりも求められます。

(1) 成年被後見人等の物件管理

日常的に使用する、預金通帳・健康保険証等の物件と定期預金証書・年金証書等日常的に使用しない物件の管理は明確に区分し、事務局長あるいは監督者による管理・責任体制を整備しておく必要があります。特に、保管場所や鍵の管理についての取り扱いを明確に定める必要があります。

また、物件の定期的・臨時的な管理状況のチェック体制を整備しておく必要があります。

(2) 出納事務について

成年被後見人等の預貯金から必要な経費等を払い戻したりする出納管理事務体制を明確にすることと合わせて、監督者による決裁手続を検討しておく必要があります。

その他、通帳の届出印の使用に関する手続とともに領収書や契約書等の書類整理、現金出納帳や金銭授受簿等の記帳や確認手続も検討しておく必要があります。

6 利益相反に対する注意

利益相反とは、一般的にはある行為により一方の利益になると、他方に不利益になる行為を言います。

鎌倉市社会福祉協議会と成年被後見人等の関係において、法人内部にサービス提供をしている部門があることから、利益相反が生じる恐れがないか常に配慮し、やむを得ず利益相反の関係が生じる場合は、成年後見監督人等の選任を検討していく必要があります。

7 損害賠償・傷害補償の保険

後見業務を行ったことにより、事故や過失により成年被後見人等に損害を与えた場合のために、後見業務に関する損害賠償保険に加入していく必要があります。

通常は、全国社会福祉協議会の取り扱いである「社協の保険」で対応できますが、その他の保険プランの検討もしておく必要があります。

また、社協役職員の業務中の傷害補償については、労働者災害補償保険とともに、「社協の保険」に加入していますが、特定感染症や熱中症などのオプション補償の検討もしておく必要があります。

更に今後は、労働者災害補償保険を越えた法定外補償規程の整備や使用者賠償責任保険なども検討すべき課題と認識しておく必要があります。

第6章 法人後見の実務

1 範囲

成年後見人等の一般的な職務の内容は、【本人の、生活・療養看護及び財産の管理に関する事務】になります。また、その事務を行うに当たっては、成年被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないとしています。(民法 858 条)

つまり、生活と財産を管理していきながら、本人の意思尊重義務と身上配慮義務を負って、業務を行うこととなります。

なお、ここで注意しなければならないのは、「生活・療養看護」と言っても実際に食事の世話や介護サービスを行うことでなく、本人が、生活や健康を維持していくために必要な福祉・介護サービスや医療行為を受けられるようにすることです。介護労働等の事実行為は行いません。

これは、後見支援員を設置した場合の活動においても留意していかなければなりません。

2 業務内容

業務の内容は、具体的には多岐にわたりますが、次のようなものが例示的に挙げられます。

- (1) 成年後見人等受任直後の業務
- (2) 日常生活支援業務
- (3) 居住用不動産の処分管理
- (4) 相続に関する事
- (5) 預金、有価証券の管理事務
- (6) 医療に関する事務
- (7) 福祉サービスの利用のための事務
- (8) 教育等に関する事務
- (9) 生活支援に関する事務
- (10) 紛争処理
- (11) 業務終了事務
- (12) 成年被後見人等の死後の事務

なお、平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、今後定められる成年後見制度利用促進基本計画により可能となる業務の内容についての、今後の展開を見守る必要があります。

3 成年後見人等が出来ない業務

「1 範囲」で述べた、成年後見人等が出来ない行為とは、次のような行為です。

(1) 事実行為

食事や、排せつ等の介助や清掃、送迎、付き添いなどの行為を言いません。

後見人等は、契約等の行為を行い、本人に事実行為が必要なときには、介護保険やその他の制度を利用し、介護職などにその介助を頼むこととします。

(2) 保証人・引受人・入院保証人になること。

(3) 医療行為の同意

(4) 身分行為

結婚・離婚・養子縁組等一身専属的な事は業務には入りません。

4 報酬の付与

家庭裁判所は、被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相応な報酬を後見人に与えることができるとしています。(民法 862 条)

成年後見人等に対する報酬は、申立てがあった時に審判され、これまでの例によれば、通常後見業務を行った時の基本報酬は、月額2万円程度で、後は、管理財産の額にもよりますが、月額3万円～5万円程度と変わってきます。最終的には裁判官が総合考慮して審判により決定されます。

基本的には、鎌倉市社会福祉協議会も、報酬付与の申し立てを行うことが望ましいと言えます。

5 成年後見制度利用支援事業について

(1) 県内各市町の利用支援事業の状況

成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等が成年後見制度を利用することが有効であるにもかかわらず、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な人に対し、市町村がその費用を助成することで成年後見制度の利用を支援する事業です。

神奈川県下の法人後見実施社協での成年後見制度利用支援事業の適用状況では、適用を受けているケースは 32.3%(平成 28 年 3 月時点)となっています。

また、県下の助成内容では、概ね、申立てにおける費用助成内容は、診断書、関係書類、切手印紙代、鑑定費用などの助成と後見報酬の助成として、在宅では 28,000 円/月、入所では 18,000 円/月程度の費用助成が行われています。今後もこういった事業を活用し、成年後見制度の利用促進をさらに図って行く必要があります。

表8 成年後見制度利用支援事業の適用受任事案の概況

利用支援事業	政令市	県域	合計 (比率)
適用	43	21	64 (32.3%)
適用なし	60	28	109 (55.1%)
未定	7	18	25 (12.6%)
合計	110	88	198 (100 %)

(神奈川県社協かながわ成年後見推進センター/平成 28 年 3 月末時点、市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要版資料より)

(2) 支援事業の活用について

鎌倉市の成年後見制度利用支援事業実施要綱によれば、生活保護法による被保護世帯をはじめ、世帯全員が下記のいずれにも該当する人に対して、精神鑑定費用及び報酬費用助成金を支給することができます。

ア 前年分の所得に対する市町村民税について非課税の人

イ 前年分の定期的な年間の収入額が 1,000,000 円を超えない人

ウ 成年後見制度を利用するために活用できる資産を持たない人

(居住用不動産以外の不動産をお持ちでなく、預貯金等が 1,000,000 円以下)

上記の条件に該当しない、生活保護を受けるほど所得が低くはないが、十分報酬を払えるほどの資力のない低所得の人など利用支援事業を利用できない人がいることが課題であり、成年後見制度の利用による権利擁護を進めるうえで、今後の検討を鎌倉市に働きかけて行くことが必要と思われま

なお、県内他市も含めた報酬費用の助成金の状況については、参考資料、表7-2成年後見制度利用支援事業要綱一覧に示します。

なお、県内他市は、報酬費用の助成金は厚生労働省の示す参考単価の28,000円を上限としていますが、鎌倉市は20,000円となっており、この助成額を他市並みに引き上げることを働きかけて行く必要があります。

6 法人後見業務収支モデル

財政状況が厳しい中、後見業務にかかる財源をどのように求めるかは、大きな課題です。特に上述の後見報酬をもって後見業務を十全に行うための人件費の確保が課題になります。

後見業務の中心的な内容によっても左右されますが、行政からの財政的な支援も得ながら、後見業務にかかる事業収支のバランスをとることが必要と思われま

す。県内の社会福祉協議会の後見業務における行政の支援の状況は、次のとおりです。

表9 県内市町村社協の法人後見事業の行政補助及び委託

社協名	行政補助及び委託
横浜	日常生活自立支援事業を含めた「あんしんセンター運営費」として一括補助金 253,565 千円(区社協分の権利擁護事業費・人件費含む。)
川崎	日常生活自立支援事業を含めた「あんしんセンター運営費」として一括補助金 36,222 千円 法人後見人件費補助 32,400 千円 法人後見事業費補助 3,822 千円
相模原	法人後見人件費補助 2,479 千円 法人後見事業費補助 919 千円
横須賀	事業費は、行政からの補助金後見報酬は事業費に充てる
平塚	法人後見人件費補助 9,327 千円 法人後見事業費補助 614 千円
藤沢	人件費は、行政からの補助金 事業費は、市の委託費
茅ヶ崎	法人後見事業人件費補助 1,301 千円
逗子	行政からの補助金等はなし
三浦	行政からの補助金等はなし
秦野	行政からの補助金はなし
厚木	行政からの補助金はなし
大和	行政からの補助金はなし
伊勢原	法人後見事業費補助 150 千円
海老名	法人後見事業費補助 31 千円
座間	行政からの補助金はなし
南足柄	法人後見事業人件費補助 1,700 千円
綾瀬	センター運営費として一括補助 1,228 千円
寒川	行政からの補助金はなし
神奈川県社協かながわ成年後見推進センター/平成 28 年 3 月末時点 市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要版資料より	

また、法人後見を実施した場合の年間収支をいくつかの条件の下に試算してみると、概略次のような収支が想定されます。

法人後見の年間収支モデル試算

表10【試算条件】受任初年度、件数が2件の場合

	数量	金額	回数	
①法人後見担当職員	1	4000000		
②受任件数	2			
うち、後見報酬負担が可能な者	2	20000		
うち、支援事業利用可能な者	0			
いずれも、対象としない者	0			
③後見報酬(月額)		20000		
④後見支援員(2回/月/人)	4			被後見人1人につき2回/月
⑤利用支援事業助成額	0	20000	12	
⑥市からの補助金		0		

【収入】

項目	内容			収入額
後見報酬	2	20000	12	480000
成年後見制度利用支援事業	0	20000	12	0
実費弁償(職員・支援員旅費)				300000
市からの補助金				0
合計				780000

【支出】

項目	内容			支出額
報償費(審査会委員報償費)	5	52000	6	312000
人件費(後見専門員)	1	4000000		400000
旅費・交通費(後見事務にかかる)				300000

旅費・交通費(研修等旅費)				50000
賃金(後見支援員賃金)	4	1200	12	57600
需用費				50000
使用料・賃借料				
通信運搬費(郵便料・電話等)				50000
合計				4819600

表11 【試算条件】 受任件数が20件を超えるような場合

	数量	金額	回数	
①法人後見担当職員	1	4000000		
②受任件数	25			
うち、後見報酬負担が可能な者	15	20000		
うち、支援事業利用可能な者	5			
いずれも、対象としない者	5			
③後見報酬(月額)		20000		
④後見支援員(2回/月/人)	50			被後見人1人につき2回/月
⑤利用支援事業助成額	5	20000	12	
⑥市からの補助金		0		

【収入】

項目	内容			収入額
後見報酬	15	20000	12	3600000
成年後見制度利用支援事業	5	20000	12	1200000
実費弁償(職員・支援員旅費)				300000
市からの補助金				0
合計				5100000

【支出】

項目	内容			支出額
報償費(審査会委員報償費)	5	52000	6	312000
人件費(後見専門員)	1	4000000		4000000
旅費・交通費(後見事務にかかる)				300000
旅費・交通費(研修等旅費)				50000
賃金(後見支援員賃金)	50	1200	12	720000
需用費				50000
使用料・賃借料				
通信運搬費(郵便料・電話等)				50000
合計				5482000

以上、あくまで試算であり、各条件の設定も変えることによりその収支は多様に変わって行くところですが、基本的には成年後見事業を収支の面から判断すると財政的には厳しいと想定されます。

7 後見制度研修

市町村社会福祉協議会が実施する法人後見を担当する職員や今後法人後見を受任する予定の市町村社会福祉協議会等の職員が、事業の意義や組織体制、具体的な実務についての理解を深め、法人後見事業実施体制の整備充実を図ることを目的とした法人後見人材育成のための研修会を神奈川県社会福祉協議会のかながわ成年後見推進センターが主催実施しています。

鎌倉市社会福祉協議会としてもこれらの研修を積極的に受講し、職員の法人後見業務における資質の向上と維持を図ることが望まれます。

以下に研修の概要を例示します。(平成27年～28年実施の研修内容を参照)

- (1) 法人後見担当者養成研修会(基礎編) 実施期間 1日程度
 - ア 成年後見制度概論 背景・制度概要・基礎知識
法人後見事業における法律知識
 - イ 後見人の実務と法人後見の選任
 - ウ 法人後見実施社協での申立て
 - エ 法人後見の意義・課題と解決
 - オ 成年後見制度推進にあたっての課題検討会
 - カ 法人後見実施社協からの報告
- (2) 法人後見担当者養成研修会(実践編) 実施期間 4日程度
 - ア 後見相談への対応(相続について)
 - イ 事例で深める権利擁護相談(困難事例と向きあうためのヒント)
 - ウ 生きづらさへの理解と支援(精神疾患と統合失調症、パーソナリティ障害)
 - エ 精神障害のある方の地域生活移行支援の視点
 - オ 意思決定支援(自己決定を支えるということ)
 - カ 後見相談への対応(未成年後見と親権について)
 - キ 改正個人情報保護法(マイナンバーの導入に際して)
- (3) 法人後見担当者現任研修 実施期間 1日程度
 - ア 成年後見利用促進法及び民法改正の概要
 - イ 成年後見利用促進法及び民法改正の背景にある制度の位置づけの変化
 - ウ 福祉職が成年後見制度に携わる上で求められていくこと

8 成年後見センター

鎌倉市成年後見センターは、鎌倉市社会福祉協議会が鎌倉市からの委託業務として、センター事業を運営し、委託業務内容として、平成28年度は下記の(1)から(4)の事業を担当しています。

(1) 成年後見制度の利用支援事業

成年後見制度についての説明・相談及び成年後見制度の利用に係る各種事務手続きに関する助言を実施するとともに、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談・助言等を実施します。

(2) 専門相談事業

専門性の高い相談に対応するために、それぞれの士業で構成される団体からの推薦を受けた、成年後見人等の受任経験のある弁護士あるいは司法書士、行政書士、社会福祉士による専門相談を実施します。

(3) 権利擁護の普及啓発活動

成年後見制度の利用に関する広報・啓発及び権利擁護の普及啓発を目的とした市民向け講演会及び地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員及び福祉サービス・介護事業所職員向け研修会を実施します。

(4) 市民後見人の活動支援事業

市民後見人の名簿登録・管理を行い、今後、後見支援員として活動するための情報提供を行う。また、市民後見人の資質向上を図るため、積極的に市民後見人からの相談等に対応するとともに、意見交換の場を設けます。

成年後見センターの専門員は、鎌倉市からの委託業務を運営推進する立場であり、相談案件によっては、鎌倉市社会福祉協議会の法人後見部門と意見対立が生じる可能性があることから、十分な配慮が必要です。

市民に向けて成年後見制度の活用普及を図るうえで、法人後見担当部門と密接に情報交流して連携を深め、制度の利用促進を行うとともに、成年後見業務を受任した段階では、成年後見センターと協調し業務推進を支援していくことが望まれます。

《 参考資料編 》

【市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要】

表 1 法人後見 市町村別受任件数

社協名	後見	保佐	補助	合計
横浜	46	11	0	57
川崎	27	11	0	38
相模原	7	8	0	15
平塚	21	3	0	24
藤沢	4	3	3	10
茅ヶ崎	0	0	0	0
逗子	0	0	0	0
三浦	0	1	0	1
秦野	1	0	0	1
厚木	1	0	0	1
大和	1	3	0	4
伊勢原	3	1	0	4
海老名	8	1	0	9
座間	0	0	0	0
南足柄	8	7	0	15
綾瀬	14	1	1	16
愛川	1	1	0	2
寒川	1	0	0	1
合計	143	51	4	198

神奈川県社協かながわ成年後見推進センター/平成 28 年 3 月末時点
市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要版資料より

表 2 障害別受任事案の概況

障害	政令市	県域	合計 (比率)
認知症	64	57	121 (61.1%)
知的障害	26	26	52 (26.3%)
精神障害	20	5	25 (12.6%)
合計	110	88	198 (100 %)

神奈川県社協かながわ成年後見推進センター/平成 28 年 3 月末時点
市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要版資料より

表 3 居所別受任事案の概況

居所	政令市	県域	合計 (比率)
入所	73	62	135 (68.2%)
入院	7	11	18 (9.1%)
在宅	30	15	45 (22.7%)
合計	110	89	198 (100 %)

神奈川県社協かながわ成年後見推進センター/平成 28 年 3 月末時点
市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要版資料より

表 4 申立者別受任事案の概況

居所	政令市	県域	合計 (比率)
市町村長	79	61	140 (70.7%)
親族	20	14	34 (17.2%)
他	11	13	24 (12.1%)
合計	110	88	198 (100 %)

神奈川県社協かながわ成年後見推進センター/平成 28 年 3 月末時点
市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要版資料より

表 5 成年後見制度利用支援事業の適用受任事案の概況

利用支援事業	政令市	県域	合計 (比率)
適用	43	21	64 (32.3%)
適用なし	60	28	109 (55.1%)
未定	7	18	25 (12.6%)
合計	110	88	198 (100 %)

神奈川県社協かながわ成年後見推進センター/平成 28 年 3 月末時点
市町村社会福祉協議会における法人後見の実施状況・概要版資料より

表 6 成年後見制度に関する市町村長申立て件数

市町村名	平成 26 年 度申立て 件数(※)	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	その他	平成 12 年 4 月～ 平成 27 年 3 月 計	平成 12 年 4 月～ 平成 26 年 3 月 計
横浜市	254	229	13	12	0	1,396	1,142
川崎市	101	71	7	10	13	689	588
相模原市	33	24	4	5	0	241	208
横須賀市	12	5	4	3	0	110	98
平塚市	14	11	0	1	2	99	85
鎌倉市	12	11	1	0	0	57	45
藤沢市	13	8	3	2	0	55	42
小田原市	23	14	6	2	1	101	78
茅ヶ崎市	12	9	2	1	0	59	47
逗子市	1	0	0	1	0	8	7
三浦市	4	2	1	1	0	20	16
秦野市	14	6	4	3	1	47	33
厚木市	2	0	0	2	0	43	41
大和市	12	12	0	0	0	54	42
伊勢原市	8	5	1	2	0	30	22
海老名市	3	2	1	0	0	45	42
座間市	6	3	1	1	1	43	37
南足柄市	2	1	1	0	0	13	11
綾瀬市	7	7	0	0	0	25	18
葉山町	0	0	0	0	0	4	4
寒川町	3	2	1	0	0	14	11
大磯町	1	1	0	0	0	10	9
二宮町	1	0	1	0	0	8	7
中井町	0	—	—	—	—	0	0
大井町	1	1	0	0	0	8	7
松田町	1	0	1	0	0	13	12
山北町	3	2	1	0	0	17	14
開成町	4	2	2	0	0	15	11
箱根町	5	5	0	0	0	20	15
真鶴町	1	1	0	0	0	6	5
湯河原町	3	3	0	0	0	11	8
愛川町	1	0	0	1	0	13	12
清川村	1	1	0	0	0	3	2
計	558	438	55	47	18	3,277	2,719

※ 家庭裁判所への申立て日を基準として集計したもの

※ 平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月までの申立て件数

(平成 28 年 2 月 神奈川県地域福祉課調べ)

(平成 28 年 2 月 15 日 成年後見制度に関する意見交換会/横須賀・三浦圏域 入手資料より)

表 7-1 成年後見制度利用支援事業要綱一覧

市町村名	要綱有無	成年後見制度利用支援事業要綱名	ホームページ公開	申立経費費用助成	申立経費助成対象
横浜市	○	横浜市成年後見制度利用支援事業要綱	×	○	市長申立てのみ
		横浜市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領			
川崎市	○	川崎市成年後見制度利用支援事業要綱	○	○	市長申立て以外も
相模原市	○	相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱	○	○	市長申立て以外も
横須賀市	○	成年後見人等に係る報酬等助成要綱	○	○	市長申立てのみ
平塚市	○	平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	市長申立てのみ
鎌倉市	○	鎌倉市成年後見制度利用支援事業実施要綱	○	○	市長申立て以外も
藤沢市	○	藤沢市成年後見制度利用支援事業実施要綱	○	○	市長申立て以外も
小田原市	○	小田原市成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	市長申立てのみ
茅ヶ崎市	○	茅ヶ崎市成年後見制度利用支援助成金交付要綱	×	○	市長申立て以外も
逗子市	○	逗子市成年後見制度利用支援事業要綱	○	○	市長申立て以外も
三浦市	○	三浦市成年後見制度利用支援事業要綱	×	○	市長申立てのみ
秦野市	○	秦野市長による成年後見等の申立て及び費用の助成に関する要綱	○	○	市長申立てのみ
厚木市	○	成年後見等利用支援事業実施要綱	○	○	市長申立て以外も
大和市	○	大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱	○	○	市長申立て以外も
伊勢原市	○	伊勢原市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱い要綱	○	○	市長申立てのみ
		伊勢原市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱			
海老名市	○	海老名市成年後見制度に係る報酬費用の助成に関する要綱	×	○	市長申立てのみ
座間市	○	座間市成年後見制度利用支援事業実施要綱	○	○	市長申立て以外も
南足柄市	○	南足柄市成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	市長申立てのみ
綾瀬市	○	綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱	○	○	市長申立てのみ
		綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱	○	○	市長申立てのみ
葉山町	○	葉山町成年後見制度利用支援事業要綱	×	○	町長申立てのみ
		葉山町成年後見制度における町長申立てに係る要綱			
寒川町	○	寒川町成年後見制度利用支援事業要綱	○	○	町長申立てのみ
大磯町	○	大磯町成年後見制度利用支援事業要綱	×	○	町長申立てのみ
		大磯町成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱			
二宮町	○	二宮町成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	町長申立てのみ
中井町	×	—	—	—	—
大井町	○	大井町成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	町長申立てのみ
松田町	○	松田町成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	町長申立てのみ
山北町	○	山北町成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	町長申立てのみ
開成町	○	開成町成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	町長申立て以外も
箱根町	○	成年後見制度に基づく町長申立てに関する要綱	×	○	町長申立てのみ
真鶴町	○	真鶴町成年後見制度利用支援事業実施要綱	○	○	町長申立てのみ
湯河原町	○	湯河原町成年後見制度における町長が行う審判の請求に関する要綱	○	○	町長申立てのみ
愛川町	○	愛川町成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	町長申立てのみ
清川村	○	清川町成年後見制度利用支援事業実施要綱	×	○	村長申立てのみ

(平成 27 年 12 月 31 日時点)
(平成 28 年 2 月 15 日 成年後見制度に関する意見交換会/横須賀・三浦圏域 入手資料より)

表 7-2 成年後見制度利用支援事業要綱一覽

市町村名	診断書	関係書類	切手代	印紙代	鑑定費用	後見報酬助成	後見報酬助成対象	助成額(在宅)	助成額(入所)
横浜市	○	○	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
川崎市	×	×	×	×	○	○	市長申立て以外も	上限 22,000 円/月	上限 15,000 円/月
相模原市	○	×	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
横須賀市	○	○	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
平塚市	○	○	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
鎌倉市	×	×	×	×	○	○	市長申立て以外も	上限 20,000 円/月	上限 20,000 円/月
藤沢市	○	×	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
小田原市	○	×	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
茅ヶ崎市	×	×	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
逗子市	○	×	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
三浦市	○	○	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
秦野市	○	○	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
厚木市	○	×	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
大和市	○	×	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
伊勢原市	○	○	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
海老名市	○	○	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
座間市	○	○	○	○	○	○	市長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 28,000 円/月
南足柄市	○	×	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
綾瀬市	×	×	○	○	○	○	市長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
葉山町	○	×	○	○	○	○	町長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
寒川町	○	○	○	○	○	○	町長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
大磯町	×	×	○	○	○	○	町長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
二宮町	○	○	○	○	○	○	町長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大井町	×	×	○	○	○	○	町長申立てのみ	町長が定める	町長が定める
松田町	×	○	○	○	○	○	町長申立てのみ	報酬付と審判費用の9割	報酬付と審判費用の9割
山北町	○	○	○	○	○	○	町長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
開成町	○	○	○	○	○	○	町長申立て以外も	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
箱根町	○	○	○	○	○	○	町長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
真鶴町	○	○	○	○	○	○	町長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 18,000 円/月
湯河原町	×	○	○	○	○	×	-	-	-
愛川町	○	×	○	○	○	○	町長申立て以外も		
清川村	○	×	○	○	○	○	村長申立てのみ	上限 28,000 円/月	上限 28,000 円/月

(平成 27 年 12 月 31 日時点)
(平成 28 年 2 月 15 日 成年後見制度に関する意見交換会/横須賀・三浦圏域 入手資料より)

表 7-3-1 成年後見制度利用支援事業要綱一覧

市町村名	所得制限基準額	備考
横浜市	横浜市成年後見制度利用支援事業要綱参照	—
川崎市	被後見人および生計を一にする世帯全員が市民税非課税であること	—
相模原市	—	—
横須賀市	—	選任後、後見人等を通じ費用を本人に対して求償する。
平塚市	—	—
鎌倉市	世帯全員が次のいずれにも該当するもの ①前年分の所得に対する市町村民税について非課税の者 ②前年分の定期的な年間の収入額が100万円を超えない者 ③成年後見制度を利用するために活用できる資産を持たない者	—
藤沢市	前年の年間収入が単身世帯で120万円以下、2人以上世帯で120万に世帯員1人につき60万円を加えた額以下で、かつ預貯金額が単身世帯で100万円以下、2人以上世帯で100万に世帯員1人につき50万円を加えた額以下である者	—
小田原市	—	—
茅ヶ崎市	—	—
逗子市	—	—
三浦市	前年分の所得税の非課税世帯に属する者	—
秦野市	—	—
厚木市	—	—
大和市	世帯全員が非課税であり、かつ、世帯全員が制度を利用するために必要な資産(居住用不動産及び150万に世帯構成員1人ごとに50万円を加算した額以下の預貯金等を除く)を持たない世帯に属する者	—
伊勢原市	成年後見制度を利用するために活用できる本人の適当な資産(100万円以下の預貯金を除く)がない者	—
海老名市	—	—
座間市	—	—
南足柄市	—	—
綾瀬市	世帯全員が非課税かつ、成年後見制度を利用するために活用できる適当な資産(居住用不動産及び150万に世帯構成員1人ごとに50万円を加算下額以下の預貯金)	—
葉山町	—	—
寒川町	—	—
大磯町	—	—
二宮町	—	—
中井町	—	要綱はないが、申立てに必要な経費のみ予算計上している。
大井町	—	—
松田町	当該年度における障害基礎年金1級の金銭以下	—
山北町	—	生活保護対象者、申立手費用を負担することで生活保護対象となる

表 7-3-2 成年後見制度利用支援事業要綱一覧

市町村名	所得制限基準額	備考
開成町	非課税世帯	—
箱根町	—	—
真鶴町	—	—
湯河原町	—	選任後、後見人等を通じ費用等を本人に対して求償する。
愛川町	—	—
清川村	—	—

(平成 27 年 12 月 31 日時点)
 (平成 28 年 2 月 15 日 成年後見制度に関する意見交換会/横須賀・三浦圏域 入手資料より)

《 鎌倉市社会福祉協議会 法人後見検討委員会 委員名簿 》

(五十音順)

所属	氏名	役職名	委員会役職
大船すばる クリニック	岡田 昇	医師 (精神科医)	委員
鎌倉市社会福祉協議会	金川 剛文	常務理事	副委員長
社会福祉法人 ラファエル会 鎌倉地域支援室	栗田 京子	室長	委員
鎌倉市 健康福祉部 高齢者いきいき課	小宮 純	課長	委員
弁護士法人 仁平総合法律事務所	田野 賢太郎	弁護士	委員
公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 神奈川県支部	友野 桂子	司法書士	委員
神奈川県立保健福祉大学 大学院 保健福祉学部看護学科	渡部 月子	准教授	委員長

《 鎌倉市社会福祉協議会 法人後見検討委員会 会議経過 》

回	開催日	委員会内容
第1回	平成27年 3月 1日	委員委嘱と委員会発足、現状把握と意見交換
第2回	平成27年 3月 16日	市内後見関係者アンケート結果の検討
第3回	平成28年 4月 5日	後見実施の考え方、収支検討、要綱案検討
第4回	平成28年 4月 21日	運営体制と考え方、要綱案検討
第5回	平成28年 5月 25日	事業実施要綱案、審査会設置要綱案検討
第6回	平成28年 7月 21日	要綱案及び審査会諮問指針の検討
第7回	平成28年 8月 30日	委員会報告書案の検討
第8回	平成28年 10月 12日	委員会報告書案の検討
第9回	平成28年 11月 24日	委員会報告書案の検討
第10回	平成28年 12月 27日	報告書案と答申の検討、委員会終了の承認

